

博士学位請求論文 審査要旨

申請者：西村道也

申請論文：ビザンツ帝国の財政と金貨（8～12世紀）：土地税徵収法を中心に

1. 論文の目標と構成

本論文は、ビザンツ帝国期の11世紀に編纂された国家財政実務マニュアルを主な考察対象として、中世地中海世界における貨幣と財政の問題を分析しようした意欲作である。

申請者は、主に以下の3点からこの課題に迫ろうとしている。(1)『新旧税計算法』によるビザンツ帝国の土地税徵収と金貨、(2)ビザンツ帝国における市場の重要性、(3)西欧経済史における帝国の貨幣制度の意義：13世紀後半の金銀貨複本位制への移行（「金への回帰」）。この目標に沿って、論文の構成は以下の通りとなっている。

はしがき

序論

第1章 土地税徵収と金貨（8世紀中葉～12世紀初頭）：『旧税計算法』

1. 帝国の貨幣制度（721～1092年）：貨幣体系と量目単位体系
2. 帝国の土地税制度（8世紀中葉～12世紀初頭）：先行研究と「徵税要綱」群より
3. 土地税の付加税：「国税」と「徵税人の手数料」
4. 「国税」に働くカラグマ原則：帝国の「再分配」システムと金貨

第2章 10～11世紀の金貨操作：量目と品位

1. ロペスのビザンツ金貨論：経済の安定・衰退の指標
2. 金貨操作の経過：10世紀初頭から11世紀末
3. 第2期（1042～1071年）の金貨操作とその背景：財政不均衡と経済成長

第3章 1092年と1109年のふたつの改革：貨幣体系改革と『新税計算法』

1. アレクシオス1世の貨幣体系改革（1092年）
2. 『新税計算法』と貨幣体系：1章1節
3. 『新税計算法』の決定とふたつの計算事例：1章2節～3節、2章～3章

結論

補論 地方都市テーベにおける絹産業、交易、金貨：11～12世紀

あとがき

2. 論文の射程と概要

(1)『新旧税計算法』：ビザンツ帝国の土地税徵収と金貨について

第1章から第3章を通じて、『新旧税計算法 Παλαιὰ καὶ νέα λογαρική』にあらわれるビザンツ帝国の土地税徵収と、貨幣、特に金貨（solidus, νόμισμα）との関係が分析される。この史料は、『バシリカ法典』（10世紀）を補訂する趣旨で発布された「修正勅令」novella、

νεαρά、また徵税役人のマニュアルとして執筆された「徵税要綱」*treatise on taxation*、*traité fiscal* という 2 つの史料カテゴリーにまたがる文書、と分類される。土地税に付随した「付加税」*surtax*、*surtaxe* の税率が収録され、当時、金貨を基軸とする貨幣が、帝国財政のなかでどう機能していたかを窺い知ることができる貴重な史料である。テクストは、主税に対して一定の割合・額で付加された税の計算一覧、といってよい。『新旧税計算法』は、前後半の 2 部構成である。前半の『旧税計算法 Παλαιὰ λογαριθμή』は、8 世紀以降 1106 年以前、後半の『新税計算法 Νέα λογαριθμή』は、1109 年以降の付加税の税率を示している。

西村氏は、問題を、『新旧税計算法』の帝国財政における重要性を明示した N・イコノミデスの所説から検討する。ただ、イコノミデスが用いる術語「指令経済」や「自由経済」を援用するのは不適切と考え、カール・ポランニーが提示した経済の統合形態の三類型のうち、渡辺金一や大月康弘が援用した「再分配」*redistribution*（中央に向かい、またそこから出る占有の移動）、「市場交換」*market exchange*（市場システムのもとでの「手」のあいだに発生する可逆的な移動）で読み替える。

(2) ビザンツ帝国における市場の重要性

『新旧税計算法』では、金貨や琥珀金貨といった貨幣が問題となる。貨幣が持つ機能、その背景にある経済をどのようなものと理解すべきか。西村氏は、研究史の整理をする中で、帝国における市場の重要性を主張し、既存研究を「市場派」と「非市場派」とに分けて考察する。そして、11 世紀の帝国政府による「金貨操作」が、地中海世界における市場の重要性を示唆する、と考えられる史料所言を紹介する。

研究史上、かかる議論は、古代経済に関する 19 世紀以来の論争の系譜に直接影響を受けている。それは、ビザンツ帝国が、ローマ帝国の連続体であるからにはほかならない。西洋古代経済論とビザンツ経済論において、「市場派」は経済学（特にマクロ経済学）に、「非市場派」は経済人類学や古代思想に依拠しているという。一連の議論は、現在まで決着を見ておらず、ビザンツ帝国の経済を扱う際に大きな問題となる。本論文が分析した『新旧税計算法』は、「市場派」である C・モリソンや「非市場派」である M・F・ヘンディら、双方の研究者にとって重要な素材にほかならず、西村氏は、双方の議論の射程を丹念に考察、評価する。

(3) カラグマ原則

第 1 章で検討される『旧税計算法』からは、8 世紀中葉～12 世紀初頭のビザンツ帝国の土地税徵収において重視された項目の抽出が可能である。本論文がとりわけ注目するのは、8 世紀に起源を持つ種々の土地付加税、また、これらを徵収する際に働いた「カラグマ原則」（金貨納原則）である。このビザンツ帝国に特徴的な土地税徵収法は、8 世紀中葉～12 世紀初頭の帝国が金貨を中心に財政の貨幣会計の「再分配」システムを原則的に運営していた証左とされる。N・イコノミデスは、これを帝国に特徴的な「指令経済」の一側面と考えたが、本論文は、K・ポランニーの経済統合の類型「再分配」と読み替える。他方、11 世紀中に現れた徵税人への慣習的贈与に端を発し、『旧税計算法』作成のわずか 10 年前

ようやく税になった土地税の附加税は、8世紀中葉～12世紀初頭の土地税徵収にとってそもそも重要でなかった。ただ、留意すべき点として、11世紀末にこれら「徵税人の手数料」が租税化されたという変化が指摘される。この変化は、『新税計算法』に至る新しい土地税政策の模索として重要とされる。

(4) 「11世紀の金貨操作」をめぐる解釈

第2章で検討される10～11世紀の金貨操作、特に「11世紀の金貨操作」は、本論文の中核に位置する。ここで西村氏は、ロペスのビザンツ金貨論を示した上で、ロペスが前提とした金貨を指標とした帝国経済論（安定→危機→没落）を覆す古銭データを提示する。ロペス以後の研究者たちが示す帝国経済像も、安定→危機→再安定でほぼ一致している。ただ、この事実認識の背景については、見解の相違がある。西村氏が強調するのは、従来の貨幣体系の安定が一度完全に崩壊し、金貨の歳出・歳入を軸とした財政も一旦は破綻したこと、である。

第3章では、M・F・ヘンディによって解明された1092年の貨幣体系改革と、その根拠が紹介される。1092年の改革によって、帝国では新しい安定した貨幣体系が確立し、金貨は13世紀初頭まで再び高い品位で発行されるようになった。ここで重視されるのが、第1章で検討した『旧税計算法』の後編になる『新税計算法』のもつ歴史的含意である。この『新税計算法』は、1106年に検討が始められ1109年に最終決定がされた土地税徵収法改革だった。その主旨は、皇帝への報告と、皇帝からの回答書、最終決定、計算事例だった。特に重要とされる事実は、課税標準が、純金貨から素材が琥珀金 electrum である琥珀金貨になったこと、また、金貨納原則としてのカラグマ原則が廃止されたことだった。

11世紀のこの貨幣改革の結果、帝国財政と金貨の結びつきが弛緩した、と西村氏は考える。金貨は、その発行目的であった財政の直接的用具であるだけでなく、市場における交換手段としてのウェイトを高めたのではないか。他方、帝国は、金貨による「再分配」機構から、特権を中心とした別の「再分配」機構に変化した。

この論点を支えるために、西村氏は補論で、地方都市テーベの絹産業に事例を求めて検討した。テーベでは、イタリア商人の駐在も確認され、広く地中海規模での交換経済の存在が示唆される。また、それとともに、帝国が発行した金貨（琥珀金貨）が広汎に通用していたことが例示される。11世紀後半から帝国領に進出したイタリア都市国家。その商業活動にあって、12世紀以降、当初の西欧銀貨から帝国金貨に使用貨幣が変化した。この事実は、「古代末期」以来絶えて久しかった西欧世界における金貨の再使用の嚆矢と考えられるのである。

評価

本論文は、13世紀のギリシャ語財政文書の分析に集中したモノグラフであるが、当該史料を、広く地中海世界の経済活動との関係を基軸に分析したことにより、今後の研究に対して大きな可能性を開いた。

本論文が扱った『新旧税計算法』は、1857年に最初の校訂版が刊行されていた。しかし、

その重要性が認識されるようになったのは、いわゆる「ビザンツ封建制論争」が佳境にさしかかった1969年以降のことである。本論文が、M・F・ヘンディやC・モリソンらによる地道な古銭学的研究によって開かれた地平に挑み、地中海世界に汎用された基軸通貨としてのローマ=ビザンツ帝国の金貨の意義を解明する視座を補強したことは、高く評価されてよい。既存研究の射程と限界を論じながら、史料を手堅く読み解いた労作であり、地道な論文であるが、斯学のホットイシューに果敢に切り込んだ視点において、むしろ意欲作と評することができよう。

ただ、「市場」の構造に関するより具体的な分析が足りないなど、不満点がないわけではない。しかし、西村氏は、上述の通り「補論」で、都市テーベの市場が、イタリア商人などを介在者として、地中海規模大に広がるモノと貨幣の流通の存在を示すなど、今後の課題に意欲的な姿勢を示している。けだし、この方向での実証研究が一つの課題となることはまちがいない。

本学位申請に当たっては、最初の面接は2010年2月に行われた。以来、審査員より出された修正要求に応えるかたちで、2011年3月に最終的な完成版が提出されるに至った。内容面、技術面での問題は、これで十分に解消された。よって、審査員一同は、本論文によって、西村道也氏に、一橋大学博士（経済学）の学位を授与するのが適当と判断する。

平成23年4月1日

審査員 池 享

大月康弘（主査）

加藤 博

城山智子

谷口晋吉